

組立保険制度

組合員の皆さまの工事資材、工事物件を守ります

組立保険は、組合員の皆さまの工事資材や工事物件をお守りします。最近では損害賠償に対する認識が高まり、第三者損害賠償制度には多くの組合員さまが加入しています。しかしながら、組合員さまに損害賠償が発生しない工事用資材の盗難や工事物件の火災などは第三者損害賠償制度では補償されません。そのため、組立保険をご用意しております。工事ごとに組立保険に加入している組合員さまも多くいらっしゃると思いますが、この制度では年間包括して加入ができ、加入費も工事ごとに加入するより割安です。また、手続きも年に1回で済むため、組合員の皆さまの事務処理も簡素化されます。

① 加入資格

全日本電気工業業工業組合連合会の会員である各都道府県電気工事(業)工業組合に所属する組合員

② 被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲

- ① 組合員(ご加入者)
- ② ①のすべての下請負人
- ③ 工事の発注者
- ④ 工事の元請負人
- ⑤ 保険の目的にリース物件が含まれている場合はそのリース業者

③ 対象工事

- 1 電気工事
- 2 電気通信工事
- 3 管工事
- 4 消防施設工事
- 5 ①～④までに掲げる工事に伴う建設業法上の専門工事

④ 保険期間

平成29年4月1日午前0時から平成30年3月31日午後12時までの1年間

中途加入は、申込月の翌月1日午前0時から平成30年3月31日午後12時までとなります。

中途加入の手続きは毎月20日が締切日となっておりますので、締切日を過ぎた場合は翌々月1日午前0時からの補償となります。

⑤ 補償内容

工事現場において、不測かつ突発的な次のような事故によって保険の対象に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

施工上の作業に伴い発生する事故の場合



① 作業員、従業員または第三者の取扱い上の未熟、拙劣、過失などが原因となって起こるもの

② 組立作業の欠陥が原因となって起こるもの

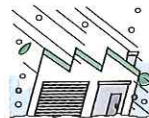
③ 設計、材質、製作の欠陥が原因となって起こるもの

など

外来的な事故の場合



土地の沈下・隆起、地すべり、土砂崩れによって起こるもの
※地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害は対象外



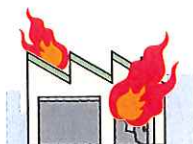
暴風雨、高潮、洪水、はん濫、落雷、冷害、氷害またはこれらに類似的自然変象によるもの



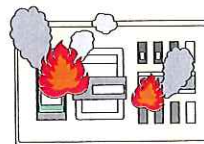
工事現場での盗難によるもの

など

その他の事故の場合



火災、爆発、破裂によるもの



ショート、アーク、スパーク、過電流などの電氣的現象によって起こるもの

など